

児童相談体制等検討会 今年度の検討・取組事項概要

検討・取組事項の柱	検討・取組事項概要
1 人事交流の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 区市町村職員の都への長期派遣受入の実施 (令和元年度 77 ⇒ 令和2年度 85 ⇒ 令和3年度 105) ② 区市町村職員の都への短期間の実習実施
2 人材育成の連携	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目拡大 ② 経験や職種に応じて実践的な合同研修の充実 ③ 研修のDVD貸し出しや市町村部での研修開催 ④ テレビ会議システムを活用した研修検討
3 保護者支援の協働	<ul style="list-style-type: none"> ① 研修の実施（子供との関わり方を保護者へ指導する技法の集合研修） ② 児童心理司と心理専門支援員の連携（定期的に連絡会を開催し意見交換を実施）
4 保有施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 連携強化石業の実施（都児相に管理職を含めた区市町村職員を派遣をするなど連携を強化） ② 新宿区との共同モデル（区の施設を活用し、都の児童相談所の一時保護所として活用するとともに人材育成の場としても活用） ③ 練馬区のサテライトオフィスにおける通告の振分けを実施 ④ 台東区との共同モデル（区の子供家庭支援センター内に都児相のサテライトオフィスを設置し連携を強化）
5 情報共有方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京ルールで定めているリスクアセスメントシートを基に開発した東京都版リスク評価アプリを開発・導入 ② 国が構築する「要保護児童等に関する情報共有システム」の活用に向けた検討 ③ 関係機関のオンライン会議の実施方法等を検討
6 東京ルールの検討	<p>国の調査研究等を踏まえたリスクアセスメントシート等の見直し ※令和2年度の検討結果をとりまとめ東京ルール及びガイドラインを改正</p>

人事交流の強化

方向性

職員育成、相互理解を進めるため都と区市町村の人事交流を検討

取組事項①

区市町村職員の都への長期派遣受入の実施

年度	児童福祉司	児童心理司	児童福祉司 (中堅)	一時保護所 職員	事務職員	合計
令和元年	37	12	4	18	6	77
令和2年	41	15	4	19	6	85
令和3年	42	18	6	31	8	105

来年度の取組

○ 来年度も区市町村職員の都への長期派遣受入を継続 ※以下予定人数は3/22時点

年度	児童福祉司	児童心理司	児童福祉司 (中堅)	一時保護所 職員	事務職員	合計
令和4年(予定)	36	15	3	21	1	76

人事交流の強化

取組事項②

区市町村職員の都への短期間の実習実施（子供家庭支援センター職員が管轄の児童相談所で実務を経験）

対象	子供家庭支援ワーカー及び虐待対策ワーカー	心理専門支援員
目的	児童相談所についての理解を深め、児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化を図るとともに、一連の対応を経験することで、相談対応力を強化し、子供家庭支援センター職員としての能力向上を図る	
内容 ※5日間程度	児童福祉司の業務（援助方針会議やブロック会議等への参加、その他面接同席・施設訪問など）	児童心理司の業務（援助方針会議等への参加、愛の手帳判定に同席、グループケアの見学など）
申込人数	58名（28自治体）※速報値	23名（15自治体）※速報値
アンケート結果		
研修全体について	大変参考になった68%、ある程度参考になった 23% 無回答9%	大変参考になった83 %、ある程度参考になった 17%
開催日数について	ちょうどいい76 %、もっと長く 21 %、もっと短く 3%	ちょうどいい83 %、もっと長く 17%
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児相の決定に至るプロセスを知ることができた。この経験をケース対応に生かしたい。 ・ 一時保護所、児童養護施設の訪問できたことで、イメージを共有することができるようになった。 ・ 児童相談所の職員の顔と名前が一致し、その後のコミュニケーションがとりやすくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所と子ども家庭支援センターが協働し、児童の利益となるよう支援することの大事さを改めて感じた。 ・ 心理職の視点や技術、ツール、見立て、介入方法について実践的に学ぶことができた。 ・ 児童相談所の職員と顔のわかる関係を作ることができ、今後の連携強化につながると思う。

来年度の取組

- 来年度も引き続き、子供家庭支援ワーカー及び心理専門支援員に対する短期間の実習を実施
- 短期間の実習の内容等については、アンケートや検討部会の意見を踏まえ検討

人材育成の連携

方向性

都と区市町村の合同研修充実等の検討

取組事項

- ① 東京都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目拡大
- ② 経験や職種に応じて実践的な合同研修の充実
- ③ 研修のDVD貸出し※や市町村部での研修開催
※オンライン上の視聴やデータ配布は著作権や講師都合により未対応
- ④ テレビ会議システム※を活用した研修
※閉域網の専用回線を用いた都独自システム。一般的なWEB会議ツールとは異なる。
R3年度末で一般的オンライン会議ツールに切替。

3/22時点の状況

新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

※③のDVDは現在準備中

⇒テレビ会議システムの配置が一部自治体のみにとどまったことにより未実施

来年度の方向性

- 来年度の計画上、区市町村職員への研修開放や合同研修を設定
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難な可能性もあり、また、集合研修を実施した場合も一定の距離をとる必要があるため、受講人数が限定的となる想定
- そのため、基本的事項に関する区市町村職員向けの講義をビデオ収録した媒体の貸出しやオンラインを活用した研修等を検討

保護者支援の協働

方向性

区市町村の保護者支援に児童相談所の専門的機能の活用や協働を検討

取組事項①

- ① 区市町村職員を対象とする「子供との関わり方を保護者へ指導する技法」についての集合研修実施
保護者等との個別面接時に活用できる技法について学び、指導力・対応力の向上を目指す（「Good Communication Model」）
- 回数：3月に2回開催（申込人数29名・17自治体） ※速報値
- アンケート結果：大変参考になった90%、ある程度参考になった6%、無回答4%
- 【主な意見】
- ・保護者との関係を作っていくに当たり今回学んだ“承認モード”を活用したい。
 - ・とても具体的で、今後の保護者への対応においてすぐに活用できる内容が多かった。

取組事項②

- ② 児童心理司と心理専門支援員の連携（定期的に連絡会を開催し意見交換を実施）
児童相談所の児童心理司と管轄の子供家庭支援センター心理専門支援員が一同に会し、心理的側面から意見交換を行う
- 回数：各児童相談所で開催（申込人数88名・38自治体） ※速報値
- アンケート結果：大変参考になった58%、ある程度参考になった36%、普通6%
- 【主な意見】
- ・児童相談所や他自治体の心理職とつながりができた。他自治体の活動内容が参考になった。
 - ・事例を通して分かりやすく児童相談所の機能や専門性について学ぶことができた。

来年度の方向性

- 来年度も引き続き集合研修、連絡会を実施。内容についてはアンケートを踏まえ検討

保有施設の活用

方向性

区市町村の保有施設での一時保護や児童相談所の拠点設置の検討

取組事項①

連携強化事業の実施（都の児童相談所に管理職を含めた区市町村職員を派遣をするなど連携を強化）

令和4年度	5区で実施予定
令和3年度	新宿区・墨田区・練馬区・台東区・大田区5区で実施
令和2年度	港区・新宿区・墨田区・中野区・練馬区・台東区6区で実施
令和元年度	港区・新宿区・墨田区・中野区・練馬区5区で実施

取組事項②

新宿区との共同モデル（区の施設を活用し、都の児童相談所の一時的保護所として活用するとともに人材育成の場としても活用）

所在地	新宿区
施設	敷地456.62㎡ 地上3階
運用開始	令和3年6月
借上げ期間	令和3年3月～令和6年3月
定員	12名

保有施設の活用

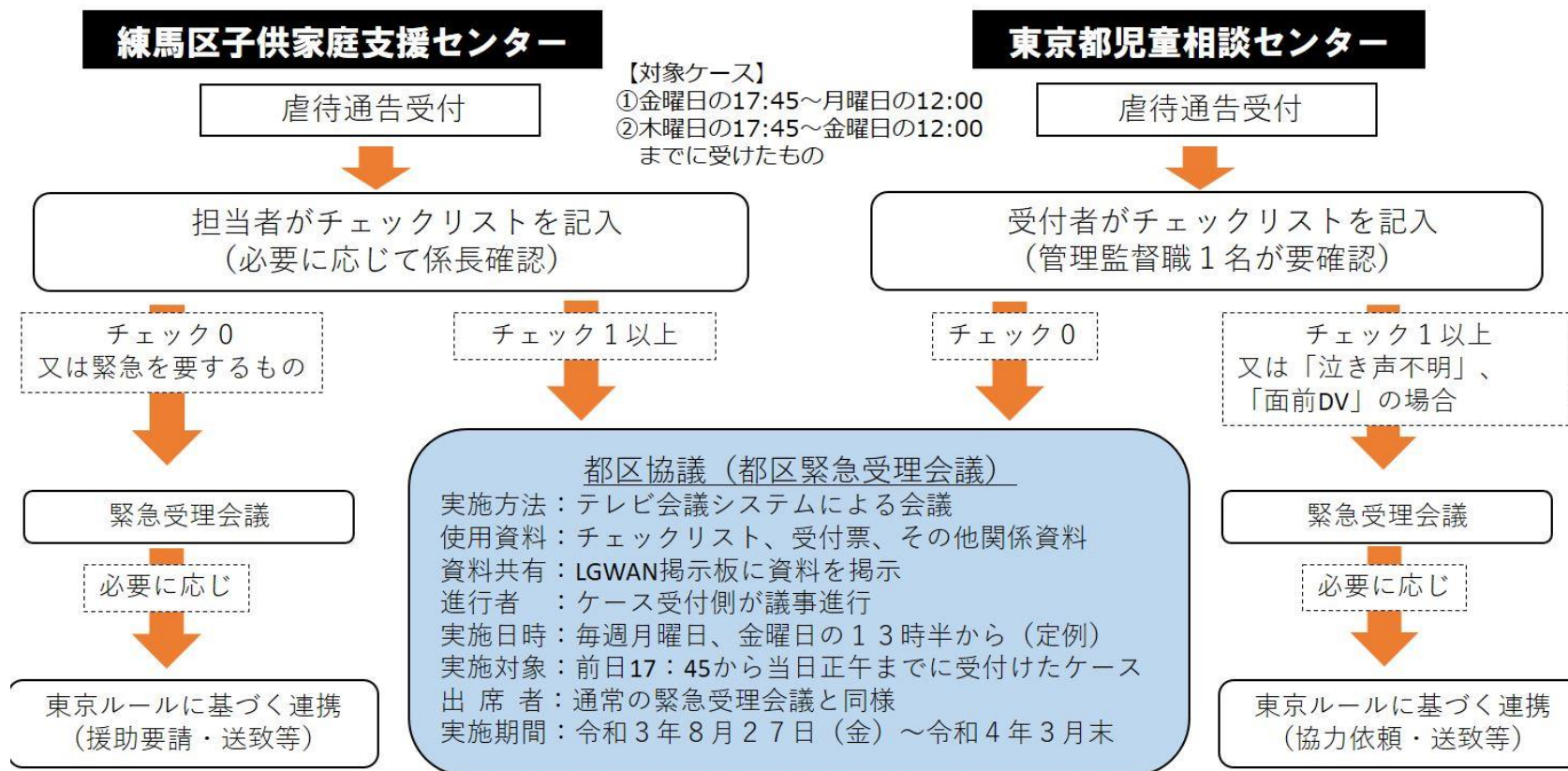
取組事項③

- 練馬区の子供家庭支援センター内に都の児童相談センターのサテライトオフィスを設置 令和2年7月～
- 通告内容に応じて初期対応機関を決める通告振分けを試行的に実施 令和3年8月～

振分けの概要

定期的に合同の通告受理会議を開催し、より適切な支援につながるよう、内容に応じて対応機関を決める通告の振り分けを試行的に実施。

※振り分けに当たっては虐待の重篤度や緊急性を示す独自の12項目のチェックリストを利用



※合同会議を実施する曜日を期間中変更しているが、変更後の曜日としている。

保有施設の活用

取組事項③（続き）

試行結果概要

集計期間 令和3年8月27日～令和4年2月18日
上記期間中週2回

会議回数 24回/48回
※24回は振分け案件がなかったため、
会議は未開催

区分	都区合同会議 対象件数		
	相手組織に振分 けたもの	自組織で対応し たもの	
都児相受理分	34	23	11
区子家セン受理分	1	0	1

※速報値のため変動の可能性有



○区の主な意見

- ・ 通告を受けて緊急受理会議の段階で初期対応機関を決定できることで、迅速な初動対応につながった。
- ・ 合同の緊急受理会議を実施することで支援方針なども共有できる。また、児童相談所の見立て等を直接知る機会となり、区職員の人材育成にもつながる。
- ・ 区から都への振分け対象（チェックが入るもの）は緊急を要する場合などが多く、定例的な合同会議を待つことなく速やかに調査等を行っており、結果的に会議にかける件数がほとんどなかった。
- ・ 区市町村送致も増える中、この取組を拡充するには両機関の強みを踏まえて連携することが必要。

○都の主な意見

- ・ 本取組により子供家庭支援センターが初期対応したケースは、早期に適切な支援につなげることができている。
- ・ テレビ会議で顔を合わせて会議をすることで、担当から管理職までの顔が見えるようになり、サテライトオフィスによる環境に加え、一層の信頼関係が構築できた。
- ・ 本取組をきっかけに、通常の送致についてもLGWAN掲示板で資料提供することに変更し、事務が効率化した。
- ・ 現状は週2回の取組としているが、練馬区の体制等を踏まえつつ今後より一層の連携を図りたい。

保有施設の活用

取組事項④

台東区・中央区との共同モデル 令和3年12月9日開始
(台東区の子供家庭支援センターに都の児童相談所のサテライトオフィスを設置し連携を強化)

(効果)

- ・ 執務環境が近接になったことにより、日常的な都区職員の情報共有が可能
- ・ 児童相談所ケースは、面接場所の距離が自宅から近くなったため、相談者の負担が軽減
- ・ 必要に応じ、児童相談所・子供家庭支援センター双方の面接や訪問に同席することにより、ケース引継ぎが円滑化
- ・ 虐待通告時に、拠点から出動することにより、移動時間が短縮し、迅速な対応に寄与



情報共有



面接実施

<参考>東京都児童福祉審議会提言抜粋 (R2.12.23)

【提言①】 児童相談所・子供家庭支援センターの相互連携の更なる強化を図ること

- 子供や家庭の状況に応じて適切な機関が支援を行えるよう、児童相談所と子供家庭支援センターが役割分担をしながら協働して相談援助活動を行うべき
- 児童相談所と子供家庭支援センターの連携を強化するための**サテライトオフィスを展開すべき**

【提言②】 将来的な通告対応のあり方を検証するため、児童相談所と子供家庭支援センター間において試行的に通告の振り分けを実施すること

- サテライトオフィス等において、通告内容に応じて初期対応機関を決める**通告の振り分けを試行的に実施すべき**

来年度の方角性

- 練馬区のサテライトオフィスにおける通告の振り分けを引続き実施し、取組状況を共有
- 渋谷区の子供家庭支援センター内に、都の児童相談所のサテライトオフィスを設置 (令和4年4月予定)
- 引続き各サテライトオフィスにおける連携を進め、取組状況を共有

情報共有方策の検討

方向性

都と区市町村の共通のリスク評価ツール「リスク評価アプリ」や「要保護児童等に関する情報共有システム」の導入及び活用の検討

取組事項①

- ・ 東京ルールで定めているリスクアセスメントシートを基に東京都版リスク評価アプリを開発、導入
- ・ 入力項目は国が実施した「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」に基づき作成しており、本アプリにより精緻なアセスメントを効率的に実施することが可能



(主な効果) ※試行時アンケートより

- ・ 所内や他機関とのリスク評価の標準化ができた。
- ・ 評価が細分化されているためケースを見直す機会となっている。
- ・ ケースワークの経験が浅いワーカーにとって、新たな気づきにつながった。
- ・ データで出力できることで保存や共有が容易になった。

(主な課題)

- ・ より効率的に入力できるよう操作性、閲覧性を向上させる必要
- ・ リスク評価結果の根拠やリスク評価の遷移を可視化させる必要
- ・ 自治体の情報セキュリティ等の対応考慮した区市町村の導入を容易にするため詳細仕様の公開が必要
- ・ 基礎情報の入力効率化のためデータ連携や既存システムとの連携が必要

情報共有方策の検討

取組事項②

国が構築する全国要保護児童等情報共有システムの活用に向けた検討

(1) 東京都及び児童相談所設置区（以下「児相設置区」）の状況

以下2点の事務が令和3年9月から「要保護児童等に関する情報共有システム」により運用開始

- ・他の自治体に転居した事案のケース記録を転居先の自治体（児童相談所）に情報提供する事務
- ・行方不明となった事案に関して全国の児童相談所に通知する事務（CA情報）

【都の状況】令和4年3月現在

全国検索及び区市町村との相互閲覧のための児童情報を登録完了し、
本システムの基本的機能をすべて利用可能

(2) 区市町村（児相設置区除く）の状況

東大和市、府中市がシステムへの情報掲載済み

【課題】

○国が個人情報保護に関する根拠規定としている児童福祉法第25条の2及び虐待法第13条の4は、要保護児童対策地域協議会の登録ケースや虐待ケースのみを対象としているため、要保護児童等の全ケース登録には自治体ごとの個人情報に関する対応が必要

○本システムの基本的仕様では、子供一人あたり一つの相談情報しか登録できないなど、各自治体で使用されている相談情報管理システムとの整合性が十分考慮された内容となっていない

○多くの自治体において情報共有システム利用に当たってシステム改修が必要

来年度の方向性

【リスク評価アプリ】・都、区市町村職員の意見を踏まえたアプリの改修を実施

【情報共有システム】・国に対し、国システムの改修及びシステム改修経費補助の継続を要望

・区市町村の導入状況、意向を調査するとともに、都の運用状況等を適宜情報提供

東京ルールについて

方向性

東京ルールの運用について、本検討会を通じて検討

取組事項

- ・ 昨年度、国の調査研究等を踏まえ、リスクアセスメントシート等の見直しを中心に検討
今年度は、昨年度の検討結果をとりまとめ、東京ルール及び共有ガイドラインを改正し区市町村に通知
※通知時に検討会から要望のあった児童相談所向けマニュアル（抜粋）やQ&Aなどを配布
- ・ 開発したアプリも新リスクアセスメントシートに対応【再掲】

来年度の方向性

- 区市町村送致（令和元年10月開始）の運用状況について、本検討会で意見交換・情報共有